

<別紙1>

小規模多機能型居宅介護事業所コスモス松川 重要事項説明書

(2025年 6月 1日現在)

1. コスモスホームの概要

(1) コスモスホームの名称等

- ・施設名 医療法人コスモス 小規模多機能型居宅介護事業所コスモス松川
- ・開設年月日 平成19年3月1日
- ・所在地 長野県下伊那郡松川町元大島1560番地
- ・電話番号 0265-36-7037 ・ファックス番号 0265-36-7038
 - ・理事長名 清水 健
 - ・管理者名 西岡 将宏
 - ・介護保険指定番号 (2092500012号)

(2) コスモスホームの目的と運営方針

小規模多機能型居宅介護は、長年暮らし慣れたご家庭での生活がより長く継続できる様、小規模で家庭的な環境の下「通いサービス」を基本に、「泊まりサービス」や「訪問サービス」と組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護その他のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とした生活介護です。

この目的に沿って、当コスモスホームでは、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[小規模多機能型居宅介護事業所コスモス松川の運営方針]

- ① お年寄りの人権を尊重し、お年寄りの立場に立った利用者本位のケアサービスに努め、豊かな老後を目指します。
- ② コスモスホームと家庭と地域の結びつきを大切にします。

(3) コスモスホームの職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・管理者	1			施設の管理
・事務	1			施設の事務
・計画作成担当者	1			介護計画の作成
・介護看護職員	9	3	1	介護

- (4) 入所定員等
- ・契約者 29名
 - ・通いサービス 18名
 - ・泊まりサービス 9室
 - ・訪問サービス 随時

2. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時00分～8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

(3) 入浴（利用者は、希望により随時ご利用いただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(4) 医学的管理

- ① 比較的安定している病状に対しての医療は、協力病院で対応ができます。
必要な場合は往診・通院を認めます。（管理者にご相談ください）
- ② 別ニーズに応じたケアプランを作成し、入居から退居までの一貫した管理
を行っている。

(5) 介護

日常生活全般を、1人々の状態に応じ、ニーズに応えたサービスを1日24時間体制で行っている。

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

在宅へ向けて、本人と家族の希望をふまえ生活全般にわたってリハ的要素を取り入れて行く。

(7) 相談援助サービス

利用内容の相談 家族介護教室の開催 介護サービスの紹介

(8) 理美容サービスの代行

(9) 行政手続代行

(10) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当コスモスホームでは、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称	下伊那赤十字病院	松川町元大島3159-1
------	----------	--------------

・協力歯科医療機関

・名 称	宮澤歯科医院	松川町元大島1547
	北原歯科医院	松川町元大島1492
	米山歯科医院	松川町元大島3807-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. コスモスホーム利用に当たっての留意事項―別紙参照

- ・面会時間
- ・外出・外泊
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品の利用
- ・所持品・備品等の持ち込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・ペットの持ち込み

5. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、火災通報装置 等
- ・防災訓練 年 2 回
- ・通報訓練 年 2 回

6. 業務継続計画 (感染症 BCP・災害用 BCP)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図る為の計画(感染症 BCP・災害用 BCP)を策定する。
- (2) 当該業務改善計画に従い必要な措置を講じる。
- (3) 感染症委員会を設置し 3 月に 1 回以上開催を行う。
- (4) (感染症 BCP・災害用 BCP) は一年に一回見直し改定を行う。
- (5) (感染症 BCP・災害用 BCP) に従い、職員に対し年 2 回研修を実施する。

7. 高齢者虐待防止の推進及び身体拘束の適正化

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。
身体拘束の適正化を図るための措置を講じる。
- (2) 虐待防止の指針・身体拘束等の適正化のための指針を策定する。
- (3) 虐待防止・身体拘束廃止委員会の設置を行い 3 月に 1 回以上開催を行う。
- (4) 虐待防止・身体拘束の適正化のための研修を職員に対し年 2 回実施する。

8. 生産性向上推進

- (1) 介護現場における生産性向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。
- (2) 生産性向上委員会の設置を行い 3 月に 1 回以上開催を行う。

9. 禁止事項

当コスモスホームでは、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 要望及び苦情等の相談、連絡先

当コスモスホームには苦情処理の専門員として苦情処理担当者が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

- ・高齢者虐待に関しても防止していく観点から、相談窓口を設置しています。虐待の疑いがあれば保険者へ相談・連絡し事実確認の把握に努めます。必要に応じて医療機関にも情報提供を行います。また事業所内で高齢者虐待防止委員会を設置し、年に2回虐待防止に関する研修を実施いたします。
- ・ハラスメント（相手の嫌がることを行い、不快感を覚えさせる行為全般）について、ハラスメント対応窓口を設け、医療法人コスモス・利用者・家族と協議を行い、速やかに解決を目指します。

要望や苦情などは、苦情処理担当者にお寄せいただくか、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

サービス内容に関する苦情の連絡先

- | | |
|---------------|--|
| ● 当事業所お客様相談窓口 | 苦情処理担当 担当 西岡 将宏
高齢者虐待防止及び身体拘束防止窓口
担当 菅沼 響子
ハラスメント苦情対応窓口
担当 吉川 由美
0265-36-7037 |
| ● 松川町の相談窓口 | 保健福祉課
0265-36-7022 |
| ● 国民健康保険団体連合会 | 介護保険課
026-238-1580 |

11. その他

当コスモスホームについての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 2 >

小規模多機能型居宅介護サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 小規模多機能型居宅介護サービス

当コスモスホームでのサービスは、どのような介護サービスを提供すればその人らしい生活ができるかという介護サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議により計画作成担当者が作成しますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

サービス内容にご本人の現状とのずれを生じないように、おおむね3ヶ月ごとの見直しをし、ご本人・扶養者に沿った計画作成を致します。

◇医療：

協力病院により利用者の状態に応じた適切な医療・看護を行います。

◇機能訓練：

コスモスホーム内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス：

当コスモスホーム利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで過ごしていただけるよう、常に利用者の立場にたって運営されています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

- ① コスモスホーム利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です）

・要支援1	月額	3,450円
・要支援2	月額	6,972円
・要介護1	月額	10,458円
・要介護2	月額	15,370円
・要介護3	月額	22,359円
・要介護4	月額	24,677円
・要介護5	月額	27,209円

*平成27年4月改正に伴い、看護職員配置加算月額 700円（要介護のみ）・サービス体制強化加算月額350円が加算されます。

*入居後30日間に限って、上記コスモスホーム利用料に1日につき30円加算されます。

*平成27年4月、介護報酬改定に伴い利用料月額の値下がりとなりました。

*平成27年4月、「訪問体制強化加算（新設）」月額1,000円が加算となりました。（要介護のみ）

*平成27年4月、「総合マネジメント体制強化加算（新設）」月額1,000円が加算となりました。

*平成29年4月、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として、算定した金額に1,000

分の102（10.2％）を乗じた金額を、ご請求させていただきます。

※令和元年10月、介護報酬改定に伴い利用料月額値上がりとなりました。

※令和元年10月、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）」として、算定した金額に1,000分の12（1.2％）を乗じた金額を、ご請求させていただきます。

※令和3年4月、介護報酬改定に伴い利用料月額値上がりとなりました。

※令和3年4月、サービス体制強化加算Ⅱ月額640円が加算されます。

※令和3年4月、（新設）科学的介護推進体制加算月額40円が加算されます。

※令和4年10月、「介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅰ）」として、算定した金額に1,000分の17（1.7％）を乗じた金額を、ご請求させていただきます。

※令和5年6月より「看護職員配置加算Ⅱ月額700円より看護配置加算Ⅰ月額900円へ変更となります。

※令和6年4月より、総合マネジメント強化加算Ⅰ月額1000円より月額1200円
認知症加算Ⅰ月額800円より認知症加算Ⅱ月額890円へ

認知症加算Ⅱ月額500円より認証加算Ⅳ月額460円へ

サービス体制強化加算Ⅱ月額640円よりサービス体制強化加算Ⅰ月額750円へ

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）として、算定した金額に1,000分の12

（1.2％）より介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、算定した金額に1,000分の15（1.5％）へ

※令和6年6月より、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として、算定した金額に1,000分の102（10.2％）、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として、算定した金額に1,000分の15（1.5％）、「介護職員等ベースアップ等支援加算

（Ⅰ）」として、算定した金額に1,000分の17（1.7％）より、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」として算定した金額に1,000分の149（14.9％）へ

② 実費費用

食事代

朝食 400円

昼食 800円

夕食 600円

泊まり料金（1泊につき 3,000円 夕食、朝食代含む）

レクレーション活動費 日額 100円

（年間行事・レクレーション活動における材料費等の経費）

日常生活消耗品費 日額 100円

（手指消毒液、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、おしりふき、ペーパータオル、シャンプー等の生活消耗品）

その他の費用（日用品・おむつ・理美容・教養娯楽費等）実費
（その他の費用に関しては各人の使用実績によって毎月精算します。）

（2）支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込の2方法があります。入居契約時にお選びください。